

■あいこねくと基金規定

第1条（設置）

特定非営利活動法人和道（以下「本法人」という。）に、あいこねくと基金（以下「基金」という。）を置く。

第2条（目的）

基金は、賛助会員等から、預託または遺贈された財産及びそれ以外の寄付金等（以下、拠出財産という。）を原資とし、主に貧困や育児放棄・虐待、その他の社会的環境により、健やかな成長が困難な子どもたちの健やかな成長、そして、笑顔あふれる未来をつくるための諸活動を行うことを目的とする。

第3条（事業）

1 基金は、第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 基金への拠出財産の募集・引受
- (2) 子どもたちの未来を守るための諸活動
- (3) 児童養護施設等への支援・助成
- (4) 児童養護施設の設立及び運営
- (5) 入学入園児への祝い金（祝い品）の贈呈
- (6) 第2条の目的に合致する活動への支援・助成
- (7) その他、目的を達するために必要な事業

2 前項第5号及び第6号の支援・助成にあたっては、物資による支援を優先的に行い、金銭の給付による支援は、物資による支援が難しい場合に行うこととする。

第4条（運営会議）

1 基金に、運営会議を置き、委員が運営・管理を行う。

- (1) 運営会議は、年1回の定期会議のほか、委員長の招集により臨機に行うこととする。
- (2) 運営会議は、基金の事業の執行及び財産の管理に必要な事項を決議する。
- (3) 運営会議は、出席した委員の過半数をもって決議する。

第5条（委員等）

1 基金に、委員を置く。委員は、本法人の理事長が委嘱し、本法人の正会員の中から選出し、必要に応じて正会員以外の者を委嘱することができる。

2 委員の役職及び定数は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名 基金を代表し、その活動を総理する。
- (2) 運営委員 若干名 基金の事業推進を行う。
- (3) 監査委員 1名 基金の事業及び財産の管理状況を監査する。

3 委員の任期は特に定めない。ただし、本法人の正会員である者は、その資格を喪失したときに、当然に任期を終結するものとする。

第6条（会計年度）

基金の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第7条（財産の管理・保管・会計監査）

- 1 基金の管理・保管は、本法人（主たる事業所の所在地 愛媛県松山市朝生田町4丁目7番23号、理事長 江島宏明）が行うものとし、NPO法人会計基準に定める用途等が制約された寄付等として取り扱うものとする。
- 2 基金は、毎年1回、事業年度終了後3ヵ月以内に、監査委員による監査を受けるものとする。

第8条（預託財産等の取り扱い）

- 1 預託により受け入れた拠出財産については、原則として預託者の名をもって活用する。遺贈の場合においてはその都度必要に応じて預託に準じることとし、寄付の場合については適用しない。
- 2 遺言等により預託者、遺贈者の残余財産のすべてを引き受けたときでも、相続権者の申し出により法律で定めた遺留分等の請求がなされたときは、係争が生じないよう、法令の定めに従い処理することとする。
- 3 金銭以外の拠出財産については、有効な活用が必要であると運営会議が判断したときは、適切な価格により売却することができる。

第9条（運営経費）

運営に際し、事務管理の対価として毎年基金総額の10%以内を第7条に定める者に支弁することができる。

第10条（規約の改廃）

この規定は、運営会議の決議を経て変更することができる。

第11条（解散）

基金は、運営会議の決議を経て解散することができる。解散に伴う残余財産は、原則として基金の目的に合致する活動を行う公益的な者（個人・行政機関・宗教法人・営利法人を除く）に全額寄贈されるものとし、具体的な寄贈先は運営会議の決議を経て決定する。

第11条（細則）

基金の運営に必要な細則は、運営会議の決議により制定する。

附則

- 1 拠出財産を管理する金融機関は、次のとおりとする。
ゆうちょ銀行 六一八支店 普通口座 No.1320584
- 2 この規定は、平成31年1月1日から施行する。

あいこねくと基金管理人 特定非営利活動法人和道 理事長 江島宏明
(愛媛県松山市朝生田町4丁目7番23号)

